

平成28年12月吉日

年金受給権者の皆様へ

岩手県建設業厚生年金基金
代表清算人 木下 紘

岩手県建設業厚生年金基金解散のお知らせと 解散に伴う年金給付の変更等について

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、当基金は、岩手県内の建設業界で働く従業員の皆様の老後の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的に昭和62年10月に設立され、今日まで事業運営を行って参りました。

しかしながら、すでにご案内しておりますとおり、厚生年金基金制度の見直しに係る改正法が平成25年6月に成立したことに伴い、基金の今後の方針について検討を重ねた結果、改正後の基金存続基準を満たすことが不可能な状況と判断いたしまして、平成28年7月19日開催の代議員会において『基金解散の認可申請』を行うことを決議し、厚生労働大臣へ解散認可申請書を提出いたしました。

この程、厚生労働大臣より平成28年11月22日付で『基金解散の認可』が通知され、岩手県建設業厚生年金基金が解散いたしましたことをご知らせいたします。

年金受給権者の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、解散に至った事情をご賢察いただき、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後、当基金は、清算事務局として清算業務を行って参ります。ご不明な点等がございましたら下記までお問い合わせくださるようお願い申し上げます。

敬具

【岩手県建設業厚生年金基金の解散に関するご照会】

解散基金名称：岩手県建設業厚生年金基金
所在地：〒020-0873
岩手県盛岡市松尾町17-9 建設会館3階
電話：019-653-4484
受付時間：平日 8:30～17:30

この「ご案内」発送直後はお問い合わせが大変多く、お電話が繋がりにくい場合がございますので、予めご了承願います。

基金解散に伴う年金給付の変更等について

I. 基金解散により変更となる年金給付について

1. 当基金から基金規約に基づいてお支払している年金は、平成28年11月分までで終了となります。その後は、老齢厚生年金の報酬比例部分として国(日本年金機構)に引き継がれます。
2. 国(日本年金機構)へ引き継ぐ代行相当額(※)の年金の移管手続きは基金が行いますので、年金受給権者の皆様のご自身で行う手続きはございません。手続きが完了しますと、平成29年2月上旬に国(日本年金機構)から【年金額改定通知書】が送付されますので、必ずご確認ください。
なお、国との記録突合せの不一致などにより、移管手続きが遅れる場合があります。国からの代行相当額(※)の年金の支払いが遅れる場合がございますので、ご了承願います(その場合は、後日未払い分として一括で支給されます)。
3. 国(日本年金機構)へ引き継いだ代行相当額(※)の年金は厚生年金保険法に基づいて支給されますので、以下のような場合、年金額の一部もしくは全部が支給停止になります。また、国との記録突合せの結果、年金額自体が変更となる可能性もございます。
 - ① 在職中で厚生年金保険の被保険者である場合
 - ② 雇用保険の失業給付や高年齢雇用継続給付を受給中の場合
 - ③ 遺族年金や障害年金を受給中の場合
 - ④ 老齢厚生年金の受給資格(原則、加入期間が25年以上)を満たしていない場合
 - ⑤ 国から脱退手当金を受給された場合
4. 代行相当額(※)の年金は、国の老齢厚生年金に合算されて支給されるため、国の老齢厚生年金の受取口座へ振り込まれるようになります。

(※) 老齢厚生年金の報酬比例部分

II. 基金からの最終の年金支払について

当基金からの年金のお支払は平成28年11月分で終了となります。最終給付の内容と支給予定日は、年金額(年額)に応じて次のようになります。

年金額(年額)	支払回数(支払期日)	最終給付の内容	支給予定日
9万円以上	年6回 (2、4、6、8、10、12月)	平成28年10月分～ 平成28年11月分	平成28年12月15日
6万円以上 9万円未満	年3回 (4、8、12月)	平成28年 8月分～ 平成28年11月分	
3万円以上 6万円未満	年2回 (6、12月)	平成28年 6月分～ 平成28年11月分	
3万円未満	年1回 (8月)	平成28年 8月分～ 平成28年11月分	

注1. 在職中等で年金が全額支給停止されている方は、上記の最終給付は行われません。

注2. 現況届未提出により年金差止となっている方は、至急現況届を当基金に提出してください。

ご不明な点等がございましたら、当基金までご照会ください。